

# 第3回船橋市地域災害医療対策会議

## 会議録

日 時：平成30年7月18日（水）

13時30分～14時32分

場 所：保健福祉センター大会議室

13時30分開会

## 開会

### ○司会（高山保健総務課長）

定刻となりましたので、只今より第3回船橋市地域災害医療対策会議を開催いたします。ご出席の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は司会を務めます、事務局保健総務課長の高山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

まず、今回の委員でございますが、人事異動等によりまして本会議会長でございました船橋市医師会玉元委員、船橋警察署金丸委員、船橋東警察署山崎委員、船橋市立医療センター境田委員が退任されております。

また新たに、船橋市医師会より寺田委員、船橋警察署より浜辺委員、船橋東警察署より平岡委員が選任されております。船橋市立医療センターからの委員につきましては現在調整中でございます。

また、本日の出欠でございますが、船橋市医師会颯佐委員、船橋薬剤師会土居委員、船橋市民生児童委員協議会高橋委員、陸上自衛隊第1空挺団久我委員、船橋市立医療センター安東委員より、所用のため欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、委員の皆様のこの後のご都合等があるところのお話をいただいておりますので、大変恐れ入ります、午後2時半頃には終了できるよう皆様のご協力をお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前にお配りしております本会議の次第、第3回船橋市地域災害医療対策会議が表紙となっているパワーポイントの資料、A3サイズの今後のスケジュール及び本日の追加資料として座席表、委員名簿、本会議の会議設置要綱とカラーの船橋市洪水ハザードマップでございます。よろしいでしょうか。

## 1 新委員の紹介

### ○司会（高山保健総務課長）

それでは、会議の議事に先立ちまして、本会議より新たに委員に就任いただきました方々をご紹介します。

船橋市医師会より、寺田俊昌委員でございます。

○寺田委員

寺田です。よろしく申し上げます。

○司会（高山保健総務課長）

船橋警察署より浜辺潤委員でございます。

○浜辺委員

浜辺です。よろしく申し上げます。

○司会（高山保健総務課長）

船橋東警察署より平岡良和委員でございます。

○平岡委員

平岡です。よろしく申し上げます。

○司会（高山保健総務課長）

以上3名の方に新たに委員に就任いただきました。

ここからの進行につきましては、本会議会長が退任に伴い不在となっていることから梶原副会長にお願いしたいと思っております。梶原副会長よろしくお願いたします。

○梶原副会長

副会長の梶原です。玉元前会長が退任されたため、船橋市地域災害医療対策会議設置要綱第5条第3項の規定により、議事を進行させていただきます。

それでは、議事に入る前に、会議の公開非公開に関する事項について皆さまにお諮りいたします。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（萩原保健総務課長補佐）

それでは、会議に先立ちまして、本日の会議の公開非公開についてご説明させていただきます。

本市においては「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要項」に基づき、会議の概要及び議事録を原則として公開とさせていただきます。また、本日の会議につきましては、傍聴人の定員を5名とし、事前に市のホームページにおいて、開催することを公表いたしました。傍聴人がいる場合には「公開事由の審議」の後に入場していただきます。以上でございます。

○梶原副会長

ありがとうございます。

それでは、会議の公開事由の審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○事務局（萩原保健総務課長補佐）

当会議につきましては、個人情報等がある場合または、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを除き、原則として公開することとなっております。また、議事録については発言者、発言内容も含め全てホームページ等で公開されます。

本日の議題については、個人情報等は含まれておりません。また、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものとして、公開として差し支えないものと考えますのでご審議願います。

○梶原副会長

お聞きのとおりですので、この会議は公開とし、会議の議論の内容によって、非公開の事由にあたるおそれがあると判断した場合は、改めて皆様にお諮りするものとしたします。いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○梶原副会長

ありがとうございます。

「異議なし」ということで、本日の会議は公開にするものとしたします。本日、傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（萩原保健総務課長補佐）

はい。本日は傍聴の希望者はおりませんでした。

○梶原副会長

ありがとうございます。

それでは、これから議題に入らせていただきます。

## 2 議題 ①会長選任

### ○梶原副会長

会議次第に従いまして、議題1「会長選任」についてです。

現在、本会議の会長が不在となっておりますので、船橋市地域災害医療対策会議設置要綱第5条第1項の規定によりまして、委員の互選により会長を選任したいと思います。

まずは会長のご推薦がございましたらお願いします。

### ○尾崎委員

はい。

### ○梶原副会長

尾崎委員。

### ○尾崎委員

尾崎でございます。災害時の医療救護等の内容に関する会議でございますので、長年船橋市の保健医療に携わってこられました船橋市医師会の会長である寺田委員が適任だと思いますので、ご推薦いたします。よろしくお願いします。

### ○梶原副会長

ただいま、会長には寺田委員をとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

### ○各委員

異議なし。

### ○梶原副会長

ご異議がないものと認めまして、寺田委員を当会議の会長に選任することに決定いたします。

それでは、船橋市地域災害医療対策会議設置要綱第6条第1項の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、以後の議事につきまして寺田会長に議長となっていただきます。

では、寺田会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

## ○寺田会長

5月末から医師会長に就任いたしました寺田と申します。私は副会長を2期4年務めておりましたので、大体のことは分かっておりますけれども、この会議は市民の命を守る大事な会議なので、忌憚のないご意見を伺って、また、発展的な会議にしたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めたいと思っております。

## 2 議題 ②医師会等医療関係団体の役割について

### ○寺田会長

それでは、会議次第に従いまして、議題2「医師会等医療関係団体の役割について」の説明を、事務局よりお願いいたします。

### ○事務局（萩原保健総務課長補佐）

それでは、「医師会等医療関係団体の役割について」の説明をさせていただきます。

皆様、第3回船橋市地域災害医療対策会議が表紙となるパワーポイントをご覧ください。

スライド4枚目になります。こちらをご覧ください。

内容のご説明に先立ちまして、(仮称)医療救護所と応急救護所の呼び方についてご説明させていただきます。

本会議より、(仮称)医療救護所につきましては、仮称を取り医療救護所とし、応急救護所については避難所救護所と呼ばせて頂きたいと思っております。

仮称が付いていたり、役割を変更しているにも拘らず同じ名称ですと分かりにくいところのご意見もいただいているところがございますので、ご了承いただければと思います。

なお、正式に名称を決定する際には、皆様にお諮りする必要があると考えております。

それではご説明に入らせていただきます。

こちらの図は医療救護所と避難所救護所の関係図となります。

骨折、裂傷等、専門的な処置が必要な傷病者は、医療救護所を目指し、擦傷や切傷等、軽微な手当が必要な傷病者は避難所救護所へ向かいます。

それでは、それぞれの場所について説明して参ります。

次のスライド(5枚目)をご覧ください。

医療救護所とは現在本会議にて検討しているもので、病院前にトリアージポストを設置し、病院内での治療が必要な者を見極めることで、院内に

軽症の傷病者が殺到することを防ぐために設置されるものです。治療の緊急性がない傷病者が病院内に入ることのせき止め、トリアージ黄や赤と判断される治療の緊急性が高い者に対して優先的に治療が行き届くようにすることを目的としております。期待される役割としましては来院された傷病者をトリアージ及びトリアージ緑の者に対する治療を行い、トリアージ黄や赤と判断される傷病者に対しては速やかに災害医療協力病院等へ収容・搬送などをいたします。

次のスライド（6枚目）をご覧ください。

本スライドにつきましては1点修正させていただきたいと思っております。中点3つ目の「急性期は応急的な処置」とございますが、こちらにつきましては内容の重複などもございますので削除させていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

それではご説明に移ります。

避難所救護所とは市内の小中学校等の保健室等に設置されるもので、災害時には擦傷や切傷などの病院に行くほどではない傷を負った方が多数発生すると考えられますが、その対応をする場所となります。今までは、市内55箇所を設置され、医師会から医師が参集し、軽症者の治療をする役割を担っていた場所でございますが、本会議にて検討している医療救護所が稼働することになれば、軽症者の治療は医療救護所が担うことになり、避難所救護所の役割は急性期においては避難者に対する軽度な手当やトリアージが中心となります。

しかし、現実にはトリアージ緑ないし黄に該当する方が来所することも考えられます。そのような場合には、トリアージをし、災害医療対策本部等と連絡を取り合い、医療救護所への案内・搬送の拠点となる役割を担っている場所でございます。

また、避難所救護所では、避難生活が長期化するにつれ巡回診療の拠点になることや、日常的な服薬に対するサポート等を行うなど、時期により役割も変化してくるのではないかと考えられます。

以上が医療救護所、避難所救護所の関係でございます。

次のスライド（7枚目）をご覧ください。

本会議に先立ち、本議案について作業部会を開催しましたのでご報告いたします。

作業部会からは、医師会、柔道整復師会の役割については、医療救護所にて活動をお願いし、看護協会については千葉県の管轄で行動するため市の割り当てはなしとして異論が無く、全員が一致した見解でございました。

一方、歯科医師会の役割につきましては、避難所救護所で傷病者への応急処置や搬送体制等のサポートをしていただく要員として、避難所救護所

での活動をお願いするのはどうかとの案が出ました。薬剤師会の役割につきましては医薬品の管理等については専門家である薬剤師会をお願いしたいとの方向性で一致したものの、医療救護所内に処方エリアを設けることや、既存の薬局を利用すること、55箇所の避難所救護所にも参集することなども含め様々な議論がされたところでございます。

以上が作業部会の報告となります。

これを踏まえ各医療関係団体の役割案をご説明いたします。

次のスライド（8枚目）をご覧ください。

まず最初に、医師会の活動場所は医療救護所を考えております。医療救護所を設置するのは、病院前に殺到することが予想される傷病者をトリアージし、治療の優先順位を決め、必要に応じて軽症者の治療や搬送を行うことです。そのためには、医療の専門家である医師の存在は不可欠であると考えております。

次のスライド（9枚目）をご覧ください。

次に歯科医師会の活動場所は避難所救護所を検討しております。本来は医療救護所に行くべき者が誤って避難所救護所へ来所した場合にトリアージをし、災害医療対策本部等と連絡を取り合い、搬送先である医療救護所への案内及び搬送手段の決定等をする役割を担っていただきたいと考えております。また、医薬品に関する知識があり、学校歯科健診等も実施しており小学校との繋がりもあることから避難所救護所に参集いただきたいと考えておりますが、作業部会にて議論のうえ次回の本会議にてお諮りする必要があると考えております。

次のスライド（10枚目）をご覧ください。

次に薬剤師会は、必要に応じ医療救護所及び避難所救護所に参集していただくことを検討しております。医療救護所で治療を行っている医師が処方作業も並行して行うのは時間的なロスとなる可能性があるため、医薬品の管理等については専門家である薬剤師会をお願いしたいと考えております。一方、避難所救護所においても、服薬指導や医薬品の交付等の役割も考えられるため、薬剤師会には人数の許す限りにおいて、医療救護所及び避難所救護所の双方に人数を割いていただきたいと考えておりますが、こちらも作業部会にて議論のうえ次回の本会議にてお諮りする必要があると考えております。

次のスライド（11枚目）をご覧ください。

最後に柔道整復師会の活動場所は医療救護所を考えております。裂傷のない骨折や脱臼患者などは、基本的にトリアージ緑に該当するため、医療救護所での治療が必要となります。平時であれば骨折は重傷に分類されることから、災害時に骨折した傷病者は病院を目指すケースが多いと考えられますが、その応急的な対応を医師と連携の上で、柔道整復師会にお願い

したいと考えております。

次のスライド（12枚目）をご覧ください。

以上の役割案をまとめたものが、この表となっております。

これまでご説明したことをまとめますと、医師会は医療救護所、歯科医師会は避難所救護所、薬剤師会は医療救護所及び避難所救護所、柔道整復師会は医療救護所で活動していただきたいと考えております。

次のスライド（13枚目）をご覧ください。

ここまでのご説明を踏まえ、事務局としましては異論がなかった医師会、柔道整復師会につきましては、活動場所の案の是非についてお諮りいただき、歯科医師会、薬剤師会の配置につきましては再度作業部会を開催し歯科医師会、薬剤師会等のご参加もいただきながら、次回会議にてご提案させていただきたいと考えております。

また、活動場所の決定した師会につきましては、誰がどこに配置されるのかの準備を進めていきたいと考えております。

議題「医師会等医療関係団体の役割について」は以上となります。

#### ○寺田会長

ご説明ありがとうございました。

今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

#### ○本木委員

はい。

#### ○寺田会長

どうぞ。

#### ○本木委員

自連協の本木でございます。今回のこの範囲で概略が、大事なのは市民の災害時の医療体制がだんだんと輪郭がわかってきたような気がいたします。それだけにこういう場合はどうするんだろうかということ具体的を考えますと、まだ若干確認をさせていただきたいと思えます。

まず6ページの、気になっているのは避難所救護所は55箇所と先程から説明されているので、私ども市民は82箇所という風に理解しております。55箇所というのは従来の小学校プラス支援学校のひとつだけ。プラス27校の中学校が全部対象になっている。これを含めると82箇所になるんです。したがってこういった救護所、避難所救護所についても82箇所を前提に考え無ければいけないのではないかと。これが一点。

それからもうひとつ。緊急時に232名のお医者さんが参集可能だとい

う風に言われているんですが、その中で市内在住者が107名。少なくとも医療救護所に91名はこの案だと配置されることになるんですかね。残りが83箇所、どういう風に本当に配置されるんだろうかと、こういう風に思っております。それは配置されると、この232名というのに、これはまだ歯科医師さんのは、後でどこへ誰がというのは、16ページですね、今後の方向性の中で決まってくるんでしょうけども。ちょっと私どもは市民として、そういう場合の対応というのはどうすることになるんだろうかと、そんな疑問を持っているんですが。もし出来る範囲でお答えいただければとありがたいと思います。

### ○寺田会長

ご質問ありがとうございました。

今までのシステムでも、中学校は避難場所ではありますけれども、避難所救護所ではなかったと思います。避難所救護所になっているのは、小学校の55箇所のみだったと思うんですが、そこに果たして、発災時に患者さんは行かずに病院にそのまま行ってしまわないかというのが、我々医師会の考え方でして、なので、病院前救護所を設置して、軽症者は小学校へ行っていただく。そちらの方が実践的なのではないかと。ですから、一応小学校には医師は配置しない方針で今まで我々は検討して参りました。

それから、市の方はなにかありますか。他に説明は。

中学校は前から避難所救護所に入っておりませんので、避難場所ではあります救護所ではないと思います。防災訓練の時も医師が集まるのはすべて小学校だったと私は記憶しております。

どうですか。他に補足の説明はございませんでしょうか。

### ○本木委員

はい。

今の説明だと我々市民からすると、それで良いのかなという懸念があるんです。ここには市長公室長以下、いらっしゃるんでね。私は市民として理解が違って来るんです。これは非常に大事なことでね、このところだけは確認をさせていただきたいんですが。行政の方がいらっしゃいますので、お答えいただけないでしょうか。

### ○筒井委員

保健所長の筒井でございますが、人数はともかくとしまして医療救護所というのを新たに設けて、これまでの避難所救護所との関係だと思っておりますが、これは熊本の震災などでもかなり取り上げられたわけでございます

が、実際震災が起こると、病院がまず混乱になるというのが、これまで日本の色々な震災を踏まえてみると、どこも起きている状態です。

これは病院の方、医療を所管している厚生労働省の方で色々研究だとか、色々情報を集めて、まずは病院をしっかりと守ろうと。つまり病院を守らないと本当に助けられる人も助けられないということで、病院が出来るだけ普段の医療体制を、震災、地震だとかの影響は受けながらも、出来るだけ普段の状態に近いような医療が提供できるように維持していこうということで、特に医療サービスを集中させようという風になっています。

そのために普段であれば各地域に、たとえば船橋市内だったら船橋市内にあった医療サービスがある程度集中させないといけない。つまり全体の質的に、それから物量的にですね、どうしてもダウンしてしまう。ですからそれを一番核となる病院の方に集めてということになっています。そこからまず病院の機能を出来るだけ落とさないようにするために、ある程度トリアージもするよということで。病院の中にいろんな方が入ってきてですね、治療がしっかりできない状況になることが一番大変なことで、大混乱です。

それでまず病院の中に入れる人と入れない人を、そこで振り分けするというのがこのトリアージの役割です。そうするとトリアージするのも当然お医者さんじゃないとできないということで、そこには地域の開業医の先生方にご協力いただいて、地域の医療が大混乱にならないようにしようという。もちろんその上でですね、地域でそれぞれでさらに医師が確保できる、かつ医療を提供できる体制があるならそれはそれに越したことはないのですが、まず一番要となるところから固めていこうというのが、現代の日本の災害医療の対策という流れになっていますので、まずは船橋市でもその方向でしっかりと固めていこうということでこのような案になっております。

よろしいでしょうか。

○危機管理課長

はい。

○寺田会長

どうぞ。

○危機管理課長

危機管理課でございます。先程の応急救護所、避難所救護所の件でございますが、地域防災計画上たしかに小学校55校の救護所と中学校27校の避難所を開設するようになっておりますが、現在のところ小学校等の5

5校について救護所を設置するという計画であります。以上です。

#### ○寺田会長

ありがとうございます。

中学校は避難所ではあるけれども救護所機能は有していないということで、周知徹底していただければ良いと思います。中学校が近くて怪我のない人は中学校へ避難すれば、ということですね。ちょっと怪我のある人は小学校。それで、どうしても医療が必要である方は病院前救護所。私はもうずいぶん、開業当時から二十数年間、毎年小学校へ防災訓練のために足を運んでいたんですが、あそこで医療行為をすることは私は不可能だとずっと言い続けておりました。というのは、縫合ひとつするにしてもですね、滅菌の期間は切れている、それから糸とか針、これもきちんと滅菌したものでないと駄目なんです、要するに消毒の有効期間が切れている。それから注射器なんか古いものであれば使えない。ロスが非常に多いんですね。毎年これは期限切れだから捨ててください、薬もこれ捨ててくださいってやるよりは、集中してしっかり医療ができるところで医療を行なった方が効率がいい、という風なことを私は理事になる前から市の方に申しあげていたと思うんですが。梶原理事が救急担当になって、だんだんこういう病院前診療所ですね、そういうのを作って、効率の良い、市民の方もこの方が安心して掛かっていただける体制ができたと思ってるんですが、いかがでしょうか。

#### ○梶原副会長

梶原です。本木委員にちょっとお願いがあるんですけども。避難所救護所が55箇所あって、そこに医者をいっぱい配置できる仕組みがあればよかったですと思います。しかし、実際には筒井委員がおっしゃっていたように、世の中は病院に殺到するのでそれをどう守るかですとか、限られた232名、本当はもうちょっと増えるんですけど、それが55箇所にバラバラになってしまうと医者も疲弊するし、医療の提供も難しい。

そのような中で、市民の方に対し、いま限られたインフラでどうやって身を守るかを考えた時に、13箇所に集中することが良いことで、医者のある救護所が55箇所から減るのでは無く、ぜひ市民の皆さんが助かるために13箇所に力を集中するんだという周知をしていただけるとありがたいなと思います。

#### ○本木委員

はい。

○寺田会長

本木委員どうぞ。

○本木委員

本木です。制度として、限られたお医者さんの中で、こうせざるを得ないというのは分かります。分かりますけども、マグニチュード7.3、震度6強というあの大型の災害が起こった時に、やはり避難所に怪我をした人というのは必ず来る、と私は思います。いま中学校もその町会自治会で選択をしてください、そういう風になっているんですよね。この8月26日の防災訓練は。同じような機能がある。中学校にもそういった備蓄品もありますよ、という風に私自身が、中学校も小学校も避難所としては同じような機能を持っているんだと。そこにお医者さんまでは、この災害医療という視点からはですね、これは設けられない、これは結構なんですけどね。だから今日のお話はわかりました。わかりましたけども、我々市民としてはね、じゃあその避難所にですね、怪我人が出てきたらこれはどうするんだと。私は前回か前々回か、市民トリアージは良いんですかというご質問をいたしました。玉元会長は、それは必要だという風におっしゃってました。ならば、そういった視点からですね、市民にも体制を考えろという行政指導があつてしかるべきではないかな、という風に思います。この災害医療、この用語を見れば、その場で、この場で議論するかはこれは別として、一市民の視点からすればそういう風な疑問が多分に残るということだけは申しあげておきたい、こういう風に思います。

○寺田会長

ありがとうございました。その点については、後程議論があると思いますので。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

○尾崎委員

はい。

○寺田会長

はい。尾崎委員。

○尾崎委員

いま話されていることが、本当に災害が起こってもう切羽詰った段階でのお話なんですけれども。私も今までこの会に参加していて、話の流れは

大体わかっていたかと思っていたんですが、やはりこの配置先にですね、医療救護所と避難所救護所ですね。当然医師会さんの方が医療救護所で、我々歯科医師会が避難所救護所。その辺も根本的には理解していたつもりなんですけども。やはりあの、事例として私の同級生が以前ですね、事故を起こしてドクターヘリで運ばれて、なんとか一命を取り留めた。しかしながら、顎顔面分野に関しては一切後回しだったということがあったんです。そういう意味で、最低限医療救護所には我々の、前に言っていたように、専門分野の人間を一人ずつでも張り付けをお願いできたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

○寺田会長

ありがとうございます。大変心強いお言葉でした。

今の言葉、医者しかわからないちょっと難しい表現もあったとは思いますが。非常に我々医師会サイドとしては、心強い言葉を歯科医師会から頂いたと思います。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○佐藤（美）委員

はい。

○寺田会長

では、佐藤委員。

○佐藤（美）委員

助産師会の佐藤と申します。助産師でありますので、妊娠中の人に対するの対応というのがとても気になっていて。医療救護所に行ったらいいのか、それともその前の段階の救護所に行ったらいいのかというところで、どういう風に考えるのかな、という風に思っております。

○寺田会長

その点については、事務局いかがでしょうか。

○事務局（高山保健総務課長）

事務局でございます。妊娠中の方は、それぞれ状況がまったく異なると思います。この会議のこの先ですけども、例えば産科に特化した病院がございます。そういうところに、その特化した役割を担っていただく、ということもこれから検討材料になってくると思います。ですので、どこに行ったら、一番近いところの医療救護所で対応できる場合もあるでしょう

し、もっと専門的な産科に特化した病院の方に最初から行っていただいた方がよろしいといったこともあると思う。そういうことも含めて、特化した体制までこの会議で議論できればと考えております。

#### ○寺田会長

船橋市内でお産をしている病院の数が限られていますので、そこにうまく振り分けていただけるといいと思います。それは、いつ起こっても災害は心配なんですけど、ちょっと時間がかかるので事務局の方でまた助産師会の方と相談していただいて。もうひとつは透析もそうなんです。透析病院も電気が止まると透析の機械が動かない。自家発電がちゃんとあるところにそれを振り分ける。そういうところもこれから、そういうその当日怪我をした人だけじゃなくて、お産の方もそうだし透析の方もそうだし。時間がたってから、ある程度の余裕、時間的余裕のない人ですね。今すぐじゃないけど明日だったら困る、そういう人たちをどうやって振り分けるのかもこれから議題にしていって、細かい作業ができればと思います。

はい、ありがとうございました。他にご質問ございませんか。

無ければですね。

それでは、船橋市医師会と柔道整復師会の役割については提案のとおり役割を担い、医療救護所で活動することとして、船橋歯科医師会及び船橋薬剤師会の役割については次回会議にて決定できるよう事務局と相談して進めてもらうこととしてよろしいでしょうか。

#### ○各委員

異議なし。

#### ○寺田会長

それでは、「異議なし」ということのでございましたので、「医師会等医療関係団体の役割について」は以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

### 3 報告事項

#### ○寺田会長

次第3の報告事項についてですが、報告事項ということですので、ある程度まとめて簡潔にお願いいたします。事務局どうぞお願いします。

## ○事務局（萩原保健総務課長補佐）

それでは、報告事項1から4について説明させていただきます。

14枚目のスライドをご覧ください。

まず報告事項①参集者名簿についてご説明します。先ほど医療救護所への参集が決定された医師会につきまして、医師会を通じて市内に診療所を開設している医師会員に調査をかけましたところ、230診療所から回答がありました。参集可能となった医師数は232名でした。うち市内在住率は46%で107名でした。また隣接市である、市川市、白井市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市に在住している医師は33名でした。夜間に発災した場合、現実には早期参集がしやすいと思われるのは市内在住者及び隣接市在住者と想定しております。

ただし、この数字はあくまでも第1次アンケートの結果ですので、今後数は変動してくるかと思えます。

また、回答いただいた診療所のうち、看護師を連れて同時に参集できると回答いただいたのは43診療所で、看護師の参集人数は延べ80名でした。

現在検討している医療救護所の数は13箇所ですが、単純に割ると医師約18名、看護師約6名が参集できることになり、医療救護所を運営することは十分に可能かと考えられます。以上の話は日中の話となりますが、夜間については医師約11名弱になってしまうため今後検討が必要となるかと考えております。

次のスライド（15枚目）をご覧ください。

柔道整復師会について、骨折等の治療を検討している旨をお伝えしたところ参集者の案を作成いただきました。

日中及び夜間休日の双方とも26名が参集可能の旨ご連絡をいただいております。

今後人数の割振りを含め具体的な配置について検討して参ります。

次のスライド（16枚目）をご覧ください。

今後につきまして、歯科医師会及び薬剤師会につきましても、役割が決定され次第、参集者名簿の作成を依頼していく予定でおります。また、名簿の完成は年度内とし、どこに誰が参集するかを管理できるようにし、名簿の年度更新等のルール作り等については各師会と協議していきたいと考えております。

報告1については以上になります。続きまして報告2に参ります。

次のスライド（17枚目）をご覧ください。

報告事項2 総合防災訓練についてご説明いたします。

船橋市総合防災訓練ですが、今年度は新たな災害医療体制のための訓練

といたします。

例年、総合防災訓練の中で応急救護所訓練及び災害医療対策本部訓練等を実施しておりましたが、今年度はその内容を変更し医療救護所がどのように運営されていくかを共通認識できるような訓練を実施いたします。

次のスライド（18枚目）をご覧ください。

まず、目的について説明いたします。5師会・災害医療協力病院等の医療関係機関・船橋市災害対策関係者及び保健所を一堂に会し、災害医療体制訓練を実施し、各機関の役割・傷病者の流れを確認し共通認識を図ることを最大の目的として実施いたします。

次のスライド（19枚目）をご覧ください。

訓練概要になります。

平成30年8月26日の日曜日、船橋市立看護専門学校敷地内にて記載の参加者が一堂に会し、医療救護所がどのように運営されていくかなど基本事項の説明や全体の流れを実施いたします。

次のスライド（20枚目）をご覧ください。

内容といたしまして、参加者に対し、今後の災害医療体制の変更点等の説明やそもそもトリアージとはどのようなことをするものかについての講義を予定しております。

また、傷病者の受付から治療、搬送に至るまでの一連の流れを見ていただきイメージをつかんでいただきます。

災害医療協力病院や災害医療対策本部との連絡や情報のやり取りがどのようなツールを使用し、どのように行われるのかということでEMISや無線のご紹介もする予定でございます。

次のスライド（21枚目）をご覧ください。

先ほどのスライドに出ました、EMISとは、「広域災害救急医療情報システム」のことを言い、インターネット回線を通じ各病院や医療救護所の状況をつかむことができます。医療救護所が開設された際には災害医療対策本部へ報告、また、他機関への情報提供が必要となりますので、訓練時から利用方法を確認していきたいと考えております。

報告②については以上になります。

次のスライド（22枚目）をご覧ください。

報告事項3 医療救護所設置・運営訓練について報告いたします。

こちらの訓練については先ほどの総合防災訓練で全体の流れを把握していることを前提に、実際に災害が起こったことを想定し、より具体的な内容の訓練となっています。

次のスライド（23枚目）をご覧ください。

本訓練の目的は、医療救護所を設置・運営し、実際の動きを想定した訓練をすることで、様々な課題を抽出し、今後の災害医療体制の整備及び発

災時の活動に資するものとするものです。

訓練を実施することで課題を浮き彫りにし、修正案を検討し、再び訓練を行い検証することでより良い災害医療体制を目指します。

次のスライド（24枚目）をご覧ください。

本訓練は、平成30年11月の日曜日に千葉徳洲会病院にて、病院職員や5師会等を参加者として訓練を実施します。

また、初めての訓練となりますので、他の病院の方にも見学をしていただくことを想定しています。

日程については現在調整中でございます。

次のスライド（25枚目）をご覧ください。

第2回の船橋市地域災害医療対策会議で、訓練の内容について全体像をお示ししておりますが、改めてご報告させていただきます。

本訓練では、まずテント等の設営から開始し、院内物品等を利用しながら医療救護所を病院入口に設営します。設営完了後、設営完了報告を災害医療対策本部に行い、傷病者の受入を開始します。傷病者には演技指導を行い、その症状をトリアージ担当者が判別していくという実践的な内容となります。また、トリアージ黄や赤または黒と判定された場合に必要となる連絡先への報告及び相談や病院内への搬送についても、連携を取りながら実施します。病院外への搬送につきましては、実際の搬送は行いませんが、搬送車両の到着から被搬送者を乗せるところまでの手順を確認できればと思っております。

なお、内容につきましては予定しているものですので、詳細につきましては、今後開催日までの間に、千葉徳洲会病院の事務局と相談しながら決めていきます。

次のスライド（26枚目）をご覧ください。

本訓練については、今後も病院を変えながら継続して実施していき、最終的には医療救護所を設置するすべての場所で実施したいと考えています。

報告3については以上となります。

次のスライド（27枚目）をご覧ください。

報告4 今後のスケジュールについてでございます。

この後お手元の別添資料スケジュールについてご説明をさせていただきますが、スケジュール作成のポイントを最初にご説明させていただきます。

ポイントとしまして、3点ございます。まず、第1点目ですが今後決めるべきことの概要を提示してございます。2点目といたしまして、平成32年度に地域防災計画の大きな改訂が予定されており、本会議で検討している事項については地域防災計画へ掲載された後に、新体制として施行し

ていく予定ですので、施行時期を明示いたしました。最後に3点目ですが事務局の方で行う事務作業についても掲載してございます。

それでは時期に沿って、スケジュールの概要についての説明をさせていただきますので、お手元にご覧いただけますスケジュール資料をご覧ください。

この表の中段、会議での検討事項欄をご覧ください。

10月頃に開催を予定しております、第4回会議では各師会の役割について最終決定をいただきます。具体的には歯科医師会・薬剤師会の役割のご提案をさせていただきます。また、現在13箇所を検討しております医療救護所の場所につきまして決定をいただけるようご提案する予定です。

その後は、本部体制の検討や医療救護所での必要物品や備蓄医薬品等の検討も進めて参ります。

平成31年度に入りますと、地域防災計画の草案作成が始まりますので、ここまでで決定したことを地域防災計画に位置付けるための事務作業を進めて参ります。

草案作成の事務作業に加え、パブリックコメント等の手続き準備に入参ります。その頃には本会議においてパブリックコメントの報告や修正のご報告をし、ご意見を頂戴する予定です。また、住民に対しての説明も必要となってくるかと思っておりますので、適宜必要な広報・説明等を行参ります。

最後に平成31年度末から32年度6月頃の防災会議において地域防災計画が議決・決定され新体制へと移行して参ります。

事務局としては、事務作業等を含め以上のように考えております。

報告4の今後のスケジュールについては以上となります。

次のスライド(29枚目)をご覧ください。

## ○寺田会長

ありがとうございました。

それでは報告事項5につきましては、船橋警察署警備課長の浜辺委員及び船橋市役所危機管理課よりご説明いただけると伺っております。

浜辺委員よりご説明をお願いできますでしょうか。

## ○浜辺委員

お疲れ様です。船橋警察署の警備課長をしております浜辺と申します。

以前の会議において、大規模な震災が発生した場合にお医者さん、交通規制等があるんですが、都内だと環七等が通行禁止にできるとなっているが、千葉県にも同じような規制があるんですかというのが一つ、またそういうところをお医者さんが優先的に通ることができるのかと質問がありました。

た。結論から申しますと両方あります。

次のスライド（30枚目）をお願いします。

災害対策基本法では、災害時に災害応急対策を一括かつ円滑に進めるために、都道府県公安委員会ですね、これが道路を、移動交通を規制することが出来ると、そういった旨が規定されています。その他にも、道路交通法では、公安委員会及び警察署長が道路が危険な時ですね、道路にある危険を防止するときに、同じく交通規制を行うことができると規定されています。震災発生した場合、被災地地域の交通の混乱が予想されますので、それを防止するために、原則として被災地方向の通行を禁止します。これについては先程申しあげました災害対策基本法に基づいて、都道府県公安委員会が行います。その交通規制なのですが、千葉県地域防災計画内に定められています。

次のスライド（31枚目）をお願いします。

そこに千葉県緊急輸送道路というのが既に定められてまして、その路線から選んでそこを規制することになります。なお船橋市では国道14号、357号線が指定されています。ここは規制されれば一般車は通れないということになります。規制された道路については、まず緊急車両等はもちろん通ることができます。その他、行政機関が保有する災害連携対策を実施する車両、これも通行することができますが、それ以外の車両は原則通行不可能です。お医者さんであると言っても、何も無くては通行はできません。

ただし、そういったときにはお医者さんは優先的に通行する必要があると認められますので、事前に届け出をしておけば規制除外対象車両として、速やかに通ることが出来るという規定があります。その対象車がいくつかあるんですが、その中の一つがお医者さん、歯科医師会、医療機関等が所有する車両、車に対してですね。その他、医薬品だとか医療機器を搬送する車両だとか、患者さんを運ぶ車両だとか。災害復興用の建設用重機、こういったものがあります。こういった車両については、規制を、そういったところを通れるという事前届出をすることができます。これは、人では無く車両に対する届出になります。その届出についてなんですが、緊急通行業務の実施について責任を有する方、なので、お医者さん本人でなくても代行者でも可能となっております。当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長、船橋市内に車両をお持ちの方であれば船橋警察署になります。こちらの方を經由して申請すれば、これは手続き、医師の証明書をいただいて車検証ですとか他にもあるんですが、それを出して事前申請することで、その今言った規制道路を通ることができる届け出をしますという、届出済証が交付されます。この届出済証を持っていれば、確認することによって通行に必要な通行証として、規制された道路を通ることがで

きるという形になっております。なお、事前届出をしない場合でも、発災後でも出来るんですが、その場合は警察署に来ていただいてそれから審査ということになりますので、非常に時間がかかります。さらに、事前に届出を出している方を優先になりますので、その許可証お持ちの方、その方は現場でも出来るんですが。なので、さらに自治体等の方で事前にどれくらいが緊急車両指定されているかを数を把握する必要があるので、出来る限り事前に出しておいていただいて、ぜひ発災時には速やかにこれが活用できるようにという風にしていただきたいと思いますので。お医者さん等々については事前に登録をしていただければと思います。

以上です。

#### ○寺田会長

はい、ありがとうございます。

これって今からでも申請できるんですか。

#### ○浜辺委員

はい、もちろん。いつでもできます。

#### ○寺田会長

そうですか。ありがとうございます。

それでは、事務局の方は。市民への啓発については。

#### ○危機管理課長

危機管理課でございます。お手元に、事前にお配りをしております船橋市洪水ハザードマップを広げていただくと、わかりやすくなります。

よろしいでしょうか。

まずオレンジ色に示されている道路が緊急輸送道路です。先程も警察の方からもお話がございました14号線なんかを見ると、色が太くなっているのわかりやすいと思います。

船橋市地域防災計画において、市役所及び防災拠点施設、消防局・署、警察署、医療機関等の主要公共施設や避難所、防災倉庫、市場、輸送拠点、臨時ヘリポートなどを緊急輸送道路によるネットワーク対象施設とし、大規模災害発生時における緊急自動車の走行や支援物資搬送のために、一般国道をはじめ、主要な県道、そして国道と県道を結ぶための市道を緊急輸送道路として指定しています。

交通規制については警察と十分に協議し対応したいと考えております。

しかしながら、船橋市内は慢性的に渋滞が多発している市の道路状況を考えますと、大規模災害時に緊急輸送道路が本当に機能するかどうか懸念

されております。船橋市ホームページ、広報ふなばし、ハザードマップや防災ハンドブック、防災フェアなどのイベント、防災講話などを通じて緊急輸送道路について広報すると共に、避難する場合には車を使用しないことなどを積極的に周知して参りたいと考えております。

以上でございます。

#### ○寺田会長

ありがとうございました。前回から、我々が検討している内容がいつから施行されるかの大体大まかな目安がついてきたのかと思います。

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

今のは報告事項ですので、次回に合わせて進行してほしいという意見も含めて、ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

無いようでしたら、この件に関しては以上といたします。

それでは、本日の次第につきましてはすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。

#### ○事務局（高山保健総務課長）

寺田会長、梶原副会長どうもありがとうございました。皆様ご多忙のところご協議ご意見をいただきありがとうございました。

冒頭でもお伝えいたしましたが、本日の会議は公開としておりますので、議事録につきましては市のホームページで公開することとなっております。まとめ次第、会議録を送付させていただきますので、委員の皆様におかれましては、ご発言の内容のご確認をお願いしたいと存じます。

また、次回の会議につきましては、10月下旬頃を予定しております。またよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第3回船橋市地域災害医療対策会議を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

閉会 14時32分閉会